

！本通知は奨学金の貸与を継続するための重要な書類となります。お手数ですが、速やかに奨学生に書類一式をお渡しいただきますようお願いいたします。！

学支特採第 163 号
令和 6 年 11 月 29 日

奨学生各位

独立行政法人日本学生支援機構
貸与・給付部 特別採用課

令和 6 年度日本学生支援機構奨学生に係る適格認定の実施について（依頼）

本機構では、奨学生として引き続き適格性を有しているか否か等を確認するとともに、奨学生にも 1 年間の学修状況や生活状況を振り返り、奨学生としての責務を再確認していただくために、極めて重要な制度として毎年度「適格認定」を実施しています。

つきましては、適格認定に必要な書類を下記のとおり送付しますので、令和 7 年度も引き続き奨学金の継続を希望する場合には、同封の書類をよく読んだうえで、必ず手続きを行っていただきますようお願いいたします。

適格認定に必要な書類を提出期限までに提出されない場合には、奨学金の貸与を継続する意思がないものと判断し、奨学生としての資格を失います。また、手続きを行った場合でも、学業不振等の場合には「廃止」・「停止」の処置等により、2025 年 4 月以降の奨学金の交付の取り止めまたは停止の処置等を行うことがありますので、予めご承知おきください。

なお、今回の依頼は、2024 年 10 月末時点の状況に基づき行っておりますので、適格認定の対象か否かが不明な点がある場合は、本機構（下記照会先）へご連絡ください。

記

1. 送付書類（同封書類）

- （1）「貸与額通知書」
- （2）奨学金継続の手続きについて
- （3）「奨学金継続願」
- （4）「奨学金継続願」記入例

2. 本機構への提出が必要な書類

- （1）「奨学金継続願」
- （2）在籍証明書（日本語訳添付）※2024 年 11 月 1 日以降に発行されたもの
- （3）成績証明書（直近 1 年間分）（日本語訳添付）
- （4）アカデミックカレンダー（学事暦）（日本語訳添付）

※奨学金継続願への記入内容、在籍状況及び学業成績の証明書類を総合的に審査し、奨学金継続の可否等を判定します。

3. 提出期限

2025 年 1 月 31 日（金）必着

※郵送又はインターネットにより提出してください。提出方法の詳細については同封の「奨学金継続の手続きについて」1 ページ目を参照してください。

4. 2025 年 4 月以降の奨学金を希望しない場合

前記 2 の書類の提出は不要です。但し、辞退の異動手続きが必要です。

《本件に関する照会先・書類提出先》

〒104-8173 東京都中央区銀座 6-18-2 日本学生支援機構 特別採用課 海外貸与係
TEL：03(6743)6040（平日 8 時 30 分～18 時 15 分） FAX：03(6743)6671

《海外貸与奨学生の適格認定に係るホームページ》※スカラネットパーソナルは使えません。

ホーム > 奨学金 > 在学中の手続き > 海外留学のための貸与奨学金に関する在学中・留学中の
手続き > 海外貸与奨学金の適格認定

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kaigai/tekikakunintei.html>